

兵庫県国民健康保険運営方針の一部改定について (財政安定化基金、出産育児一時金関係)

国の法改正等に基づき、国民健康保険運営方針の関係箇所について改定する。

1 財政安定化基金について

- 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に成立し、令和4年4月1日から国民健康保険の財政安定化基金に「財政調整機能」が新たに付与されることとなった。
- 財政調整機能が付与されることで、都道府県が基金に積み立てた剰余金を国保事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることが可能となり、都道府県の財政調整機能の更なる強化が果たされることとなる。
- こうした法改正に合わせ、運営方針における財政安定化基金に関する記載を整理する。

2 出産育児一時金について

- 「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和3年8月4日に公布され、出産育児一時金の額が令和4年1月1日から以下のとおり変更されることとなった。
 - ・ 出産育児一時金の産科医療補償制度における掛金の額
1万6千円→1万2千円に引下げ
 - ・ 出産一時金等の額（本来分）
40万4千円→40万8千円に引上げ※これらの合計である支給総額は42万円を維持
- 運営方針においては、相対的必要給付の取り扱いについて、各市町の取組の標準化を図る観点から、出産育児一時金の標準的な支給金額を設定している。そのため、本県の標準的な支給金額についても上記の額に変更し、運営方針の該当箇所を改定する。